

令和4年1月7日
国 税 庁

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案に対する意見募集の結果について

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案につきましては、令和3年10月25日（月）から11月30日（火）まで郵送、ファックス、インターネットを通じて意見募集を行ったところ、5通の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。
今回、御意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼申し上げます。

御意見の受理状況

○郵便等によるもの	0通
○FAXによるもの	0通
○インターネットによるもの	5通
合 計	5通

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案に対して提出された御意見(全文)及び国税庁の考え方

御意見	御意見に対する国税庁の考え方
<p>アルゴンは現在果実酒、甘味果実酒の酸化防止を目的に使用されている。しかしながら、これら2品目だけに限られた使用では食品添加物規格の使用量が少ない。今回の措置により他の品目でも使用され始めると、食品添加物規格のアルゴンの流通量は増加しワイナリーの調達が容易になる効果が期待される。本件に賛成です。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>改正に賛成です。</p> <p>アルゴンは果実酒及び甘味果実酒以外の酒類においても活用効果のある物品で、国内酒類製造者の製品の品質等の向上に大きく寄与するものであります。</p> <p>また、対象範囲が拡大することによってアルゴンの需要が拡大し、それに伴って供給量が増加すると価格が下がることも期待されます。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>果実酒および甘味果実酒では既に指定を受けており、特に小ロット製品の酸化防止に有効に活用しております。今回の改正案により、他の酒類への展開が可能となり、酒類全体の品質の向上が見込まれます。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>異論ありません。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>本改正に賛成である。 適切な改正と思われた。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>